

# 博物館が所蔵する文献資料の整理における ISAD(G) の考え方の応用 —大磯町郷土資料館における整理方法を検討して—

\* 富田 三紗子

## 1. はじめに

大磯町郷土資料館（以下、当館。）は開館から 25 年が経ち、開館当初から危惧されていた通り、収蔵庫の収蔵率が 100% 近くに達し、抜本的に収蔵資料を整理することが求められている。この状況を受けて、平成 25 年度に資料整備事業として予算を確保し、収蔵資料の整理を行なった。本稿では、この整理作業を行なうにあたって、収蔵資料の内、博物館資料上、文献資料と位置付けられる資料の整理方法の検討経過を報告する。

博物館資料の整理については、博物館資料論によって、資料化のプロセスが示されている(1)。資料は、博物館に搬入され、燻蒸・清掃、受入原簿への記帳、調査研究に基づく記録作業、登録原簿への記帳、収蔵庫への配架を経ることによって、博物館資料になる。すなわち、博物館資料になるためには、調査研究に基づく記録化が必要だが、博物館資料は様々な学問分野にわたって収集される資料であるため、それぞれの分野に即した調査研究方法に基づいて、記録を作成する必要がある。つまり、博物館資料の整理方法、分類方法は、それぞれの研究領域において、資料の特性と背景にある個別学問の資料論に対応して確立していくということが、博物館資料論上の見解である(2)。

本稿において検討する文献資料の整理方法については、既にアーカイブズ学において研究蓄積があり、博物館資料であっても、文献資料の整理については、アーカイブズ学の方法を参考にすることができると考えられている(3)。アーカイブズ学においては、記録史料の記述に関して、国際文書館評議会（International Council on Archives、略称 ICA、以下、ICA と表記する。）が国際標準である ISAD(G) を提唱し(4)、日本でも紹介されて久しい(5)。博物館が所蔵する文献資料においても、この国際標準を意識して整理方法を検討する必要があると考え、筆者は当館の整理方法を ISAD(G) の考え方に基づいて検討した。

なお、本稿では、博物館において収集、保管、展示、調査研究の対象とする資料を博物館資料とし、その博物館資料の内、歴史分野において活用される資料を歴史資料、歴史資料の内、文字によって記録されている資料を文献資料とする。文献資料は、アーカイブズ学における、アーカイブズ＝記録史料とほぼ同義とする。また、記録史料の記述とは、記録史料を管理し、参照

を容易にするために、検索手段の手がかりとなるような記録史料の情報を書き記すという、アーカイブズ学の用語である(6)。

## 2. 当館開館前から平成 24 年度までの文献資料の整理

現在、当館が所蔵している文献資料の大半は、当館が開館する前に収集し、整理されてきたものである。現状を正確に把握するため、所蔵している文献資料がどのような経緯で当館所蔵の資料となり、どのような整理がなされてきたのか、ここにまとめる。

当館が開館する前に歴史資料を含む博物館資料の収集を行なっていた組織は、大磯町教育委員会である(7)。当町の教育委員会は昭和 27 年 11 月 1 日に発足した(8)。当時、教育委員会の職員であった鈴木昇氏の話では、教育委員会が発足した当初は、歴史に関する調査という横穴墓をはじめとした発掘調査が中心だったようだが、現在当館が所蔵する大磯宿小島本陣資料は、この時期に教育委員会に持ち込まれており(9)、教育委員会が発足した当初から、現在の当館の活動に続くような博物館資料の収集を行なっていたことは間違いない。

さらに、教育委員会は、昭和 28 年から大磯の歴史や郷土文化をまとめる『大磯町文化史』の編纂準備を始め(10)、この書籍を刊行するために、町民が所有する明治 22 年以前の文書（古文書）の収集を行なった(11)。おそらく、この編纂をきっかけとして、町内の多くの文献資料の収集や調査が行なわれたのだろう。『大磯町文化史』は、昭和 31 年に刊行された。

その後、この時に収集された文献資料は、昭和 40～50 年頃にかけて、教育委員会において少しずつ整理が進められた。当時の文献資料の整理に対する考え方と言えるのかもしれないが、その成果は目録ではなく、積文として刊行されている(12)。

同時に、神奈川県では昭和 42 年度から県史編纂事業が始まり、県域の文献資料所在調査が行なわれた。大磯町域の所在調査は昭和 45 年 6 月から始まり、翌年 11 月に『所在目録』が刊行され、昭和 55 年 3 月に『所在目録』補遺 5 集として追加の目録が刊行されている(13)。この県史の調査では、当町教育委員会が『大磯町文化史』編纂にあたって収集したと考えられる文献資料も対象となっており、県史の『所在目録』において「大磯町教育委員会所蔵」と記された資料群が該当すると考えられる。

このときの整理方法については、県史の『所在目録』などを見ることによって推測することができる。県史の調査においては、目録の凡例にもあるように、資料全体を「冊子型」と「書状型」に分け、その上で分類項目ごとに年代順に並べかえるという整理方法が採用

(※ 当館学芸員)

された。凡例に記されている分類項目を転記すると、次の通りである。

- A 支配（領主の法令〔触書等〕、御用留等）
- B 村政（村議定、村入用帳等）
- C 村況（村絵図、村明細帳等）
- D 戸口（宗門人別帳等）
- E 土地（水帳、御縄打帳、検地帳、名寄帳等）
- F 年貢割附、皆済目録、勘定目録等
- G 凶災・救恤（各種災害の書上、貯穀の書上、夫食種  
初拝借証文等）
- H 農業（農業経営、技術等に関するもの）
- I 諸産業（農業以外の産業酒造業、特産物生産などに  
関するもの）
- J 商業金融（金子借用証文、質地証文、田畑譲渡証文  
等）
- K 水利・普請（河川、用水路の普請関係のもの）
- L 林野（御林、百姓林等の書上、入会林野関係等）
- M 交通（宿駅、助郷関係、河川交通等）
- N 寺社（寺社明細帳、寺領等に関するもの、民間信仰  
関係文書）
- O 特殊文書（地域の特殊事情を反映した特殊なもの）
- Y 雑
- Z 私文書（文書所蔵家がかつて営んでいた各種営業に  
関する諸帳簿、日記、系図、法事帳簿）

この分類項目は、木村礎氏が考案した「近世庶民資料分類項目表」に従ったものである<sup>(14)</sup>。木村氏は県史調査員として県史の調査に携わっており、このときの整理方法は、かつて氏が提唱したものによるところが大きいと言える。

ただし、県史編纂の調査が行なわれる前に町教育委員会において整理が進められていた資料については、木村氏の分類項目とは別の分類によって目録を作成していた。教育委員会による整理が進められた代表的な資料に大磯宿小島本陣資料があるが、この資料の整理に教育委員会の職員として携わった鈴木昇氏は、小島本陣資料の整理のために、「金沢文庫など古文書類を専門に取扱っている処を歩きまわり、資料整理の方法を教わり、標題や年号や年月日ぐらいはどうやら読めたので見よう見まねで小嶋本陣資料の整理に取りかかった」と回想している<sup>(15)</sup>。その後、昭和37年からは、県立図書館の紹介によって、小島本陣資料の積文の作成を依頼した小丸俊雄氏が整理作業に加わった。小丸氏は、教職員として近世地方文書の研究に努めており、専門家として当町の歴史資料の整理にあたった。この2人を中心として進められた整理の成果は、県史の『所在目録』にもそのまま反映されたようであり、県史の調査において統一した分類項目とは異なった分類によって目録が作成されている。

このように、当館が現在所蔵する文献資料の大半は、一度、県史の悉皆調査による資料整理が行なわれ、一

部は町教育委員会の独自の方法によって整理されたものが混在する状況にあった。その後、昭和58年に、町立図書館が現在の建物に建て替えられた際に、図書館内に郷土資料館の前身にあたる郷土資料室が設置された。このとき、『大磯町文化史』編纂以来に収集されてきた博物館資料は郷土資料室に集約された。当時を知る者に聞くと、郷土資料室では古文書を解読できる臨時職員を雇用し、教育委員会が収集した古文書を継続して整理していたという。また、町の広報には、昭和59年4月から郷土資料室が古文書所在調査を始め、町民に協力を呼びかける記事が掲載されている<sup>(16)</sup>。資料の所在調査も積極的に進んでいた。

このときの整理方法については、当館に断片的に残存する整理カードから窺うことができる。当時は、「古文書受入カード」（写真1）、「古文書整理カード」（写真2）、「仮目録用紙」（写真3）によって、郷土資料室に保管している文献資料を整理していた。現存するカードから察するに、文献資料を取得したときは「古文書受入カード」に記録し、「仮目録用紙」によって目録を作成、「古文書整理カード」に保管場所を記録するという方法で管理していたようである。

昭和63年10月に当館が開館し、郷土資料室に保管していた博物館資料は、そのまま当館が保管することになった。しかし、文献資料については、当時、歴史担当の学芸員が配置されなかったことから、郷土資料室からそのまま移動したかたちになったようだ。その後、平成2年から『大磯町史』の編纂事業が始まり、郷土資料館が所蔵する資料も、県史の調査以来、再び悉皆調査の対象となった。改めて、写真4の目録用紙によって目録が作成され、『大磯町史資料所在目録』として、その成果が刊行された<sup>(17)</sup>。この目録は資料群ごとに年代順で並べるものであり、分類を一切行っていない。当館が所蔵している文献資料の内、町史編纂時に調査されたものは、この目録に従って保存箱に収納され、保管されている状況にある。

このように、当館が所蔵している文献資料は、町教育委員会および県史編纂による整理が行なわれた後、再度、町史編纂による整理を経て、現在の姿にある。すなわち、平成25年度の資料整備事業を始める前は、町史編纂による整理がなされているものと、町史編纂後に当館が取得した未整理のものが混在した状況にあった。

### 3. ISAD(G)の考え方による今後の整理方法の検討

以上の経緯から、当館が所蔵する文献資料については、平成25年度まで、当館の業務として整理を行なったことはなかった。今後はこの状況を改めて、文献資料の整理を行ない、広く活用の便に供するよう努めていかなければならない。対象となる資料は、①町史編纂時に整理されたもの、②町史編纂時の調査後に取得

したなどの要因によって整理されていないもの、③今後新たに受け入れるものであり、これらの全てに適用可能な、統一した整理方法を検討する必要がある。先述した通り、文献資料の整理方法については博物館学において議論するものではなく、個別学問の資料論に対応するように検討する必要がある、すなわち、アーカイブズ学において実践され、理論化された方法を導入することが有効である。この見解に基づき、当館における整理方法を次のように検討した。

まず、当館においては、全ての分野にわたる資料を統一して記録するものとして、「資料受入台帳」がある。資料を取得した際には、原則的に分野を問わず、全ての種類の資料をこの台帳に記録する。取得した資料には、取得した一件ごとに取得した年月に基づく受入番号を付す（例えば、2014年5月に受け入れた1件目であれば2014-0501となる）。「資料受入台帳」へ登録する時点では「古文書一括」など資料群単位で扱うため、この番号が文献資料では資料群のID番号となる。ここからさらに、資料群を整理していくためには、資料一点ごとの情報を登録（記述）する必要がある、台帳とは別のリストを作成しなければならない。

当館としては今までこのようなリストを作成していなかったため、目録の項目や整理手順を一から考える必要があった(18)。このとき、資料の情報を記述する項目等を参考にしたものが、冒頭に述べたICAが提示するISAD(G)である。ISAD(G)は博物館界ではあまり認識されておらず、適用例を聞かないが(19)、アーカイブズ学においては、すでに様々な適用実験がなされている(20)。整理作業の進め方から、現状ではまず館内の業務用の目録を作成することになるが、当館の将来を見据え、所蔵資料の幅広い活用を考慮したとき、国際標準を意識した体裁に整えておく必要があると判断した。ただし、当館において筆者が行なったことは、先行実験のようなISAD(G)の「準拠」、「適用」、「準用」ではなく、階層ごとに記述するという考え方の導入、記述要素を参考にした書式の作成、そして印刷目録やコンピュータ上のデータベースへの反映方法の検討である。

当館の現状における文献資料の整理手順は、「資料受入台帳」へ登録した後、資料一点ごとの細目録の作成、印刷目録の刊行、データベースの構築という順番で進めていくことが考えられる。通常の収集業務においては、「資料受入台帳」への登録と細目録の作成までを行なうことになる。また、ここで言うデータベースの構築とは検索システムの構築を意味するが、当館においては近年中に構築する予定があるわけではない。ただし、いずれはシステムを導入することも念頭において、現状では細目録を表計算ソフト(Microsoft Excel)によって作成している。この手順において、先述した整理の対象となる資料①町史編纂時に整理されたもの、②町史編纂時の調査後に取得したなどの要因によって

整理されていないもの、③今後新たに受け入れるものは、①は細目録の作成までできているもの(21)、②は「資料受入台帳」の登録までできているもの、③は「資料受入台帳」の登録から行なう必要があるものとなる。資料の整理状況に応じて、整理手順の始めを決めれば、統一した整理を行なうことができる。

ISAD(G)は「マルチレベル記述規則」と「記述要素の共通化」を定めたものであるが(22)、標準の原則の一つである「マルチレベル記述規則」、つまり、資料の階層構造(フォンド、シリーズ、ファイル、アイテム)ごとに情報を記述していくという方法は、当館の整理手順にあてはめると、「資料受入台帳」への登録=フォンド・レベルの記述、資料一点ごとの細目録の作成=アイテム・レベルの記述、印刷目録の刊行=フォンドとアイテムに加えてシリーズ、ファイル・レベルの記述となる。この方法では、印刷目録が刊行されない限り、全てのレベルを記述することはできないが、現状として、館内の業務用を使用する範囲では、フォンドとアイテム・レベルの記述ができていれば支障はない。むしろ、フォンドとアイテム以外のレベルは、当館が対象とするような家文書では階層構造の把握が難しく、解明に時間を要してしまう。これらのレベルの設定が恣意性を含むことも考慮すると、検討する機会をつくるのが難しいのであれば、フォンドとアイテム・レベルの記述にとどめたままでも問題ないのではないか。表計算ソフトにデータを入力してさえいれば、資料を探索する者が任意の用語を使用して検索することもでき、その方が目的に合う資料に到達する可能性が高くなることもある。記述の作成に時間がかかることによって、資料の利用に供する機会が遅くなるのであれば、実務上では、まず、フォンドとアイテム・レベルの記述が求められると考える(23)。

当館におけるフォンド・レベルの記述とは、「資料受入台帳」の記述になるが、この書式ではISAD(G)の記述要素を満たすことができない(写真5)。このため、歴史資料については、もう一つ別の調書を作成することにした。書式は写真6の通りである。この調書の項目を設定するにあたって、ISAD(G)の記述要素を参考にした。記述要素と項目を対照させると表1のようになる。ISAD(G)については、平成6年に初版が出された後、一度見直しが行なわれ、現在は平成12年に出された第2版が普及している。日本において紹介されている翻訳は、ほとんど初版のものであるため、当館において参考にした際には、アーカイブズ・インフォメーション研究会による初版の翻訳(24)を参考にして、第2版の記述要素を訳した。検討内容の詳細は表1に譲るが、博物館での受け入れや利活用を考えたとき、フォンド・レベルにおいてもISAD(G)の記述要素を全て必要とするわけではないため、表1に記した理由から取捨選択を行なった。



アイテム・レベルの記述は、先述した表計算ソフトで作成する細目録によって行なう。細目録の入力項目は、受入番号、資料群名、番号、資料名、和暦、西暦、月、日、作成/差出、受取、形態、数量、備考であり、ISAD(G)の記述要素と対照すると表2になる。細目録の項目は、よく知られている古文書の目録の項目を変えていないが、改めて検討してみると、これらの項目はISAD(G)が最低限必要な要素として求める、レファレンス・コード、タイトル、作成者、資料作成年月日、数量、記述レベルを、もともとほとんど満たしていたと言える(25)。

全ての階層を記述する印刷目録は、平成25年度に大磯宿小島本陣資料の目録(26)を発行したため、その例を紹介する。この目録では、解説部にフォンド、シリーズを、目録部にアイテムを記述した。解説部におけるフォンド・レベルの記述は、ほとんど資料群調書をそのまま転記した。印刷目録において省いた項目は、「状態」と「備考」である。これらの項目は、資料を管理する上で必要になる情報であり、印刷目録に著す必要はないと判断した。シリーズ・レベルの記述は、解説部内に「目録の分類について」という項目を設けて掲載した。それぞれの分類に、数量、年代、内容の項目を設けて記述した。アイテム・レベルの記述にあたる目録部は、よく見られる古文書の目録と同じように、表形式で表した。先述した通常の資料整理業務で作成している細目録を、シリーズとして定めた項目によって分類し、編年順にまとめた。この印刷目録については、先行研究でも指摘されている通り(27)、やはり、シリーズの設定に苦慮したが、この点は技術的な問題であるため、本稿では詳述を避ける。

#### 4. おわりに

日本にISAD(G)が紹介されたとき、ISAD(G)が目録の標準を目指したものと理解されることがあったが、ISAD(G)の「はじめに」に示され、先行研究が指摘している通り(28)、この標準は記録史料の記述方法および記述要素を共有するものであり、決して目録の標準を求めるものではない。大切なことは、考え方の導入であり、当館においては、当館が収集、保管、展示、調査研究の対象とする文献資料の整理方法を検討するにあたって、その考え方を導入した。実際にISAD(G)への適用を目指した調書を作成したところ、この調書は、いずれの地域博物館でも抱えていると推測される、課題の解決につながるものになったと考えている。

基礎的自治体が設置する地域博物館は、だいたい小規模館であり、専門職の学芸員が配置されたとしても、各研究分野に1人確保できればいい方で、文献資料を扱うことができる担当者が複数配置されることはまず想定し難い。また、その1人の担当者が退職するときに、後任者への引継ぎを考慮して、ある程度の期

間を重複して雇用することも、日本においてはあまり配慮されていない。すなわち、1人の担当者が退職するまで長年にわたって一つの業務を抱え、その者が退職した瞬間、長年の蓄積がなくなるという現実がある。業務の継続性を考えたとき、担当者が得た情報を記録化することがまず重要だが、地域博物館では今までこの点を考慮することがほとんどなかった。ISAD(G)の考え方に基づく資料調書は項目が多く、記述が困難であることが指摘されることもあるが、実際には、それらの項目はいずれも大切な情報であり、資料群の出所や来歴などを調書として残すことは、担当者が館を離れた後も、業務を継続する礎を築くことになる。ISAD(G)の記述要素を意識して文献資料の整理を行なうことは、博物館運営において有益な方法と言えるだろう。

当館の実情からは、開館前に教育委員会において行なっていた文献資料の整理方法の把握が、まず前提となったが、このことは当館に限ったことではないだろう。戦後日本の基礎的自治体の文化財行政を振り返ると、博物館や文書館の設置はごく最近のことであり、これらの機関が設置されるまでは、大半の自治体では、教育委員会や図書館がその役割を担ってきた。文献資料の整理はそれらの機関で行なわれ、その整理方法は確立されたものではない。今、新たに文献資料を活用するための機関(博物館または文書館)を設置し、資料を十分に活用するためにISAD(G)の考え方を導入する場合、導入する前の整理方法も考慮して検討する必要がある。当館の検討には不十分な点もあり、他の事例などに基づく指摘を求めるところではあるが、この検討がかつての文献資料の整理方法から、これからの整理方法を検討する一つの参考事例となれば幸いである。

本文において紹介した、戦後、長年にわたって当町の教育委員会に所属し、当館の初代館長を務められ、郷土資料の収集、保管、調査研究に携わってこられた鈴木昇氏は、平成26年1月にご逝去されました。末筆ながら、ご冥福をお祈り申し上げます。

写真1. 古文書受入カード

**古文書受入カード**

分類整理番号												
受入先	高 亀			住所	神奈川県 中 大磯 村 大字							
年代	明治27年 - 大正10年		冊数	7冊		点	7点					
受入区分	寄贈	寄託	買入	保護	譲渡	その他	保存状況	良好				
受入年月日	昭和22年4月25日											
(内容)	高亀と岡山の土地に関する文書 解体にともなう瓦集(枝取処分ものを集めた) 他に大量の絵はがきコレクションあり											

写真2. 古文書整理カード

**古文書整理カード** No 1-1

(旧)	大磯 村		小島本陣		家文書	
保管位置	5-A-1-1 ~ 5-A-2-0					
休泊簿	5-A-1-1	雑	5-A-1-11	所蔵	購入	・
公用書簡	5-A-1-1	家系	5-A-1-11	寄贈	・	保管 : 5 :
行在所	5-A-1-1	葬儀誌	5-A-1-11	寄託	: 5 :	譲渡 : ・・
公用文書	5-A-1-0	会計	5-A-1-2	蒐集	・	その他( ) : ・・
土地	5-A-1-0	売買借	5-A-1-2	目録		
年貢	5-A-1-0	訴訟	5-A-1-2	目録		
宿駅雑	5-A-1-11	雑	5-A-1-2	写真	(ファイルNo) ネガNo ) 未 (要) 不要	
大久保家	5-A-1-11	追加冊	5-A-2-1	取文	済 (終了) (一部) 点のみ 未 (要) 不要	
短冊	5-A-1-11	松文勅	5-A-2-1	備考		

大磯町教育委員会

写真3. 仮目録用紙

村 家文書目録 No

番号	年代	資料名	製作者	寄附者	受取者	形態	数量	備考
		これは、仮目録用紙です。カード欄の二段目以前は(4桁)の作製した仮目録があります。参考にして下さい。						



表1. ISAD (G) の記述要素と当館の資料群調書との対照表

ISAD (G)	資料群調書	備考
1 個別情報のエリア		
1.1 レファレンス・コード	受入番号	
1.2 タイトル	資料群名	
1.3 資料作成年月日	年代	
1.4 記述レベル	—	フオンズであることが前提であるため項目を設けない
1.5 数量	数量	
2 コンテキストのエリア		
2.1 作成者名称	所蔵家／組織	
2.2 組織歴または履歴	所蔵家／組織	
2.3 伝来	受入経緯、受入前の整理状況	現秩序尊重のため、「受入前の整理状況」という項目を加える
2.4 入手先		「資料受入台帳」に記入
3 内容および構造のエリア		
3.1 内容	内容	
3.2 評価、廃棄処分、保存年限	—	組織アーカイブズではないため設けない
3.3 追加受入	—	組織アーカイブズではないため設けない
3.4 編成	整理方法	
4 公開および利用条件のエリア		
4.1 法的位置づけ	—	組織アーカイブズではないため設けない
4.2 複写条件	—	
4.3 使用言語	—	多くの資料群が日本語であるため設けない
4.4 物的特徴および技術的要件	状態	
4.5 検索手段	検索手段	
5 関連資料のエリア		
5.1 オリジナル資料	所蔵状況	
5.2 複製	複製資料	
5.3 関連資料	—	
5.4 出版書誌情報	出版状況	
6 ノートのエリア		
6.1 ノート	備考	
7 記述のエリア		
7.1 アーキビストのノート	記録者	
7.2 ルールまたは慣習	—	
7.3 記述作成年月日	記録作成日	

表2. ISAD (G) の記述要素と当館の細目録の項目との対照表

ISAD (G)	細目録	備考
1 個別情報のエリア		
1.1 レファレンス・コード	受入番号（資料群名）／番号	
1.2 タイトル	資料名	
1.3 資料作成年月日	和暦／西暦／月／日	
1.4 記述レベル	—	アイテムであることが前提であるため項目を設けない
1.5 数量	数量	
2 コンテキストのエリア		
2.1 作成者名称	作成／差出（／受取）	
2.2 組織歴または履歴	—	
2.3 伝来	—	
2.4 入手先	—	
3 内容および構造のエリア		
3.1 内容	（資料名）	資料名の欄に内容を注記する
3.2 評価、廃棄処分、保存年限	—	
3.3 追加受入	—	
3.4 編成	—	
4 公開および利用条件のエリア		
4.1 法的位置づけ	—	
4.2 複写条件	—	
4.3 使用言語	—	
4.4 物的特徴および技術的要件	形態	
4.5 検索手段	—	
5 関連資料のエリア		
5.1 オリジナル資料	—	
5.2 複製	—	
5.3 関連資料	—	
5.4 出版書誌情報	—	
6 ノートのエリア		
6.1 ノート	備考	
7 記述のエリア		
7.1 アーキビストのノート	—	
7.2 ルールまたは慣習	—	
7.3 記述作成年月日	—	

表1、2 共、ISAD (G) の記述要素の日本語訳は、アーカイブズ・インフォメーション研究会編訳『記録史料記述の国際標準』北海道大学図書刊行会、2001年を参考にした。

注

- (1) 有元修一著者代表『博物館資料論』博物館学シリーズ2、樹村房、1999年、p. 7-11。
- (2) 前掲注(1)『博物館資料論』p. 83-100。柘植信行『歴史博物館』(加藤有次他編『博物館資料論』新版・博物館学講座第5巻、雄山閣出版、1999年)、大堀哲・水嶋英治編『新博物館学教科書 博物館学I—博物館概論\*博物館資料論』、学文社、2012年にも、同様の指摘がある。
- (3) 前掲注(2)柘植信行、森朋久「博物館史資料(文書、古文書・近世文書)に関するレジストレーション試論」(『MUSEUM STUDY 2011年度明治大学学芸員養成課程紀要』23、2012年)、同「博物館資料の分類と情報メディア—XML文書の活用—」(『MUSEUM STUDY 2012年度明治大学学芸員養成課程紀要』24、2013年)。
- (4) ISAD(G)とは、General International Standard Archival Descriptionの略表記。ICAのホームページ(<http://www.ica.org/3/homepage/home.html>、2014年6月現在)において、全文を参照することができる。
- (5) 全訳を初めて紹介したのは、青山英幸解説・森本祥子訳「国際標準記録史料記述：一般原則」(『記録と史料』第6号、1995年)。その後、アーカイブズ・インフォメーション研究会編訳『記録史料記述の国際標準』北海道大学図書刊行会、2001年が出版されている。
- (6) 文書館用語集研究会編『文書館用語集』大阪大学出版会、1997年。
- (7) 当館開館前の状況を知る職員の話によると、昭和29年に開館した図書館には、教育委員会事務局が置かれ、資料室と呼ばれる部屋があった。この場所で、当館の前身となる活動が行なわれていたと考えられる。
- (8) 『大磯町広報』昭和28年第1号、1953年5月25日。
- (9) 鈴木昇『大磯の今昔』(三)、1983年、p. 215。
- (10) 『大磯町広報』昭和28年第2号、1953年6月30日。
- (11) 『大磯町広報』昭和28年第4号、1953年8月31日。
- (12) この成果は『大磯町文化財調査報告書』として、現在も参照することができる。大磯宿小島本陣資料については、唯一、目録が刊行されている(『大磯町文化財調査報告書』第2集、1965年)。
- (13) 県史編集室編『神奈川県史資料所在目録』33集、県史編集室、1971年、同編『同』51集、補遺5、同、1980年。
- (14) 木村礎「史料の調査・整理・保存の手引」(木村礎『史料の調査と保存』木村礎著作集X、名著出版、1997年)。初出は高橋碩一編『新編古文書入門』河出書房新社、1971年。
- (15) 鈴木昇『大磯の今昔』(三)、1983年、p. 216。
- (16) 『広報おおいそ』287号、1984年5月28日。

(17) 大磯町立図書館 町史編さん班編『大磯町史資料所在目録』第1~3集、大磯町、2008年。

(18) 先述した郷土資料室において使用されていた「古文書受入カード」や「仮目録用紙」を使用することも考えられたが、これらの書式は、筆者が新たに目録の様式等を考えた後に館内から発見された。本来ならば業務の引継ぎによってこのような事態は起こらないはずだが、当館の事情によって、開館当初には歴史担当の学芸員が配置されず、20年以上の空白期間がこのような事態を生み出したと言える。

(19) 注(3)の森氏は、博物館史資料(本稿でいう文献資料)のレジストレーションや電子情報化を論じるにあたって、文書館学・記録史料学(本稿でいうアーカイブズ学)における史料群の階層構造分析による整理論や、ISAD(G)に基づく電子情報化の方法(EAD)を紹介している。

(20) 森本祥子「国際標準記録史料記述(一般原則)適用の試み—諸家文書の場合—」(『史料館研究紀要』第28号、1997年)、青山英幸「国際標準記録史料記述等による箱館奉行文書目録作成の実験について」(『北海道立文書館研究紀要』12号、1997年)、安藤正人『記録史料学と現代—アーカイブズの科学をめざして—』吉川弘文館、1998年など。

(21) ただし、目録の作成方法が異なるため、見直しは必要である。

(22) 森本祥子「アーカイブズの編成と記述標準化」(国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学』下巻、柏書房、2003年) p. 243。

(23) この点については、太田富康「アーカイブズ機関における編成記述の動向と課題」(国文学研究資料館編『アーカイブズの構造認識と編成記述』思文閣出版、2014年)においても、指摘がある。

(24) 前掲注(5)『記録史料記述の国際標準』。

(25) 「記述レベル」という要素は、その概念がなかったため、存在しなかった。

(26) 大磯町教育委員会編『大磯宿小島本陣資料目録』大磯町文化財調査報告書第49集、大磯町教育委員会、2013年。

(27) 前掲注(20)森本祥子、前掲注(20)安藤正人、鎌田和栄「公文書館の国際化と史料記述標準化問題について—21世紀にあたり公文書館・アーキビストは何をしていくべきか—」(『記録と史料』第11号、2001年)など。

(28) 前掲注(20)森本祥子、長沢洋「記述標準化の前提について—ISAD(G)と記録史料記述と目録—」(『広島県立文書館紀要』第5号、1999年)。



# 年 報

平成 25 年度

◇ 平成 26 年 8 月 29 日発行

◇ 編集・発行

大磯町郷土資料館

〒255-0005 神奈川県中郡大磯町西小磯 446-1

TEL 0463(61)4700 FAX 0463(61)4660